

間伐をしましょう!!

5反未満造林事業について

間伐等促進法に基づき、町内での間伐等の促進を図るため、町内全域の民有林を対象として「大山町特定間伐等促進計画」を作成しました。

この計画に定める民有林において、1反5反未満の森林を整備される場合に補助が出ます。補助内容は次のとおりです。



補助率	事業費の4割（事業費は鳥取県で定められる標準単価を適用します。） 事業費＝標準単価×面積×1.7（「特定間伐等促進計画」に定められていることで、1.7をかけることができ、実質68%の補助となります。）
作業区分	補助対象要件等
新植（植林）	1反当たり200本以上の植栽
下刈り	植栽年から必要に応じて10年生まで
除・間伐	11年生以上、間伐は20%以上の伐採
枝打ち※	※基本的に補助対象ではありません。間伐と一体的に行う場合に限り補助対象となります。
雪起こし	2年生から10年生まで
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 事前申請となりますので、事前着手は補助対象外となります。 事業年度は平成21年度から平成24年度までです。（生きがい林業促進事業は平成20年度で廃止となりました。） 作業を委託される場合でも対象となります。（生きがい林業促進事業は自家労力で行う場合のみが対象でした。） 申し込み先は役場・農林水産課です。 <p>【参考】 1反=0.1ha=10アール=1,000㎡</p>

◆問い合わせ

農林水産課

☎0858-6116

お願いします

浄化槽の適正管理

浄化槽は、公共下水道が整備されていない区域などで、水洗便所の汚水や風呂・台所などの生活雑排水の汚れをきれいにし、川などへ放流するための設備です。

しかし、浄化槽の管理が不十分な場合、汚れたままの汚水等が川などへ流れ出てしまい、悪臭や河川などの水質悪化の原因になります。

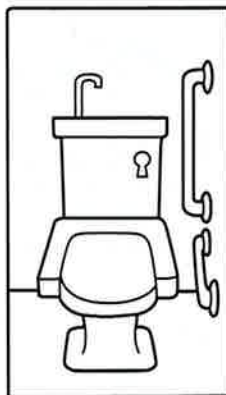
大切な自然を守り、また生活環境を保全するため、浄化槽を使用されている方は「浄化槽管理者」として浄化槽法に基づき適正な管理をお願いします。

また、引越し等で浄化槽管理者が変更になったとき、浄化槽を廃止したとき等は、必ず鳥取県西部総合事務所まで届け出てください。

定期的に必要な管理作業等

①保守点検（年3～4回以上※、県

知事登録の保守点検業者に依頼）



②清掃（年1回以上※、市町村長許可の清掃業者に依頼）

③定期検査（年1回、指定検査機関・

（財）鳥取県保健事業団に依頼

〔西部地区〕

☎0859-39-3288

※保守点検・清掃の回数は浄化槽の規模や種類により異なります。

◆問い合わせ・届出先

鳥取県西部総合事務所

☎0859-31-9323

FAX0859-31-9333

とりネット

<http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou/>